鹿児島市有地売却

一般競争入札実施要領
（ 入 札 説 明 書 ）

令和８年度第１回

令和８年１２月

鹿　児　島　市

入 札 物 件 一 覧 表　全4件

土地

物件番号	所 在 地	地 目	面積(㎡)	面積(坪)	予定価格(円)	物件の所管課	入札日時
82	郡山町４１番２	宅地	118.10	35.72	2,008,000	企画財政局 財政部 管財課	令和8年12月22日 （火） 午前9時30分～ ※物件毎の時間は入札参加資格者に対して別途通知します。
141	玉里町3451番11 3451番12	原野	137.00	41.44	2,466,000		
157	桜島白浜町１231番３	宅地	767.65	232.21	2,687,000		
158	田上一丁目22番２	公衆用 道路	309.21	93.53	10,815,000	建設局 道路部 道路建設課	令和8年12月22日（火） 午前9時30分～

一般競争入札による市有地売却手続きの流れ

１ 入札説明書交付

○ 期 間　　令和８年１１月１７日（火）から同年１２月１５日（火）まで
○ 場 所　　入札物件一覧表に記載してある物件の所管課

２ 物 件 の 確 認

○ 入札説明書の物件調書を参考に、必ず現地確認をしてください。
※入札前に「物件確認書」を提出していただきます。

３ 入札参加申込書受付

○ 期 間　　令和８年１１月１７日（火）から同年１２月１５日（火）まで
○ 場 所　　入札物件一覧表に記載してある物件の所管課

４ 入 札（ 開 札 ）

○ 日 時　　令和８年１２月２２日（火）
入札時間は入札物件一覧表のとおり
○ 場 所　　物件番号８２、１４１及び１５７：鹿児島市役所本館３階　工事入札室
物件番号１５８：鹿児島市役所東別館５階　５５０１会議室
※入札受付の際、入札保証金（入札金額の５％以上）を納付していただきます。

５ 契約書等の提出

○ 期 間　　令和９年１月４日（月）まで
○ 場 所　　入札物件一覧表に記載してある物件の所管課
※入札保証金を契約保証金又は売買代金に充当します。

６ 売買代金の支払

○ 期 限　　納入通知書により指定した期日（契約の翌日から６０日以内）
○ 金 額　　売買代金から契約保証金額等を差引いた額

７ 登 録 免 許 税

○ 期 限　　代金納入後遅滞なく物件の所管課へ届けてください。
○ 金 額　　土地　課税標準額の１．５％（令和１１年３月３１日まで）

目　次

○　一般競争入札実施要領（入札説明書）

1　入札物件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
2　入札に参加する者に必要な資格　・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
3　入札参加申込　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
4　入札参加資格の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
5　物件の確認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
6　入札日時及び場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
7　入札保証金の納付　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２
8　入札方法等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
9　入札の際の持参品　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
10　入札の無効　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
11　契約の締結　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
12　売買代金の支払方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
13　所有権の移転等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
14　用途の制限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
15　入札者又は落札者のなかった物件について・・・・・・・・・・・・Ｐ５
16　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５
17　お問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
（参考）地方自治法施行令　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
　　印紙税額表、登録免許税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
（様式）入札参加申込書（様式第１）　・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８
　　入札参加資格確認通知書（様式第２）　・・・・・・・・・・・・・Ｐ９
　　物件確認書（様式第３）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
　　入札保証金納付書及び領収書（様式第４）　・・・・・・・・・・Ｐ１１
　　入札保証金還付請求書兼領収書（様式第５）　・・・・・・・・・Ｐ１２
　　委任状（様式第６）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
　　入札書（様式第７）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４
　　入札辞退届（様式第８）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
　　売買契約書（案）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６～３２
○　物件調書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３～

一般競争入札実施要領（入札説明書）

１　入札物件

入札物件は、「入札物件一覧表」のとおりです。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４（６頁参照）の規定に該当しない者であること。

(2) 納期が到来している鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあっては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）を滞納していない者であること。

(3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者。

ア　役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号の暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ　暴力団対策法第２条第２号の暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　入札物件を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する場合など、公序良俗に反する用途に使用しようとする者

キ　入札物件を、契約締結の日から５年以内に風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号。以下「風俗営業法」という。）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用しようとする者

３　入札参加申込

入札に参加する方は、「入札参加申込書」（様式第１）に必要事項を記入・記名のうえ、添付書類を添えてお申し込みください。

(1) 受付期間

令和８年１１月１７日（火）から令和８年１２月１５日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

受付時間は、午前８時４５分から午後４時３０分まで（正午から午後１時までの時間を除く。）

(2) 受付場所

①　物件番号８２、１４１及び１５７
　　鹿児島市企画財政局財政部管財課（本館３階）

②　物件番号１５８

鹿児島市建設局道路部道路建設課（東別館５階）

(3) 添付書類

ア　法人：登記簿謄本又は登記事項証明書

個人：住民票の写し（マイナンバー（個人番号）が記載されていないもの）

※　発行日から３ヶ月以内のもの（コピー不可）

イ　本市発行の鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあっては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）に滞納がないことの証明書（この公告の日以後に発行のものに限る。写しでも可。猶予を受けている場合は猶予を受けていることが確認できる証明書類）

(4) その他

郵送での受付はいたしておりません。

必ず申込者ご本人か、申込内容について説明できる方が直接持参してください。

※　入札参加申込後、都合により入札に参加できなくなった場合は、「入札辞退届」（様式第８）を提出してください。

４　入札参加資格の確認

入札参加申込をされた方には、審査後「入札参加資格確認通知書」（様式第２）により結果を通知します。

５　物件の確認

物件については物件調書に概略を記載していますが、引渡しは現状引渡しとなりますので必ず事前に現地を確認し、法令等に基づく規制や諸条件等について関係機関へ問い合わせる等の調査を行ってください。なお、現物と物件調書の数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

※　入札の前に、「物件確認書」（様式第３）を提出していただきます。

６　入札日時及び場所

(1) 入札日　　**令和８年１２月２２日（火）**

入札開始時間は、入札物件一覧表に記載してあります。物件毎の時間は入札参加資格者に対して別途通知します。

(2) 入札受付　①　物件番号８２、１４１及び１５７

鹿児島市役所　本館３階　管財課

②　物件番号１５８

鹿児島市役所　東別館５階　道路建設課

入札開始時間の３０分前から受付を開始します。受付及び入札保証金の納付等手続があり時間を要しますので、入札開始時間の１５分前までには必ずお越しの上、受付を行ってください。

(3) 入札場所　①　物件番号８２、１４１及び１５７

鹿児島市役所　本館３階　工事入札室

②　物件番号１５８

鹿児島市役所　東別館５階　５５０１会議室

７　入札保証金の納付

(1) 入札当日の入札開始前までに、入札金額の５％（１円未満切上）以上に相当する入札保証金を、現金により納付いただきます。
(2) 入札保証金を納付する際は、「入札保証金納付書」（様式第４）も提出してください。
(3) 落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後「入札保証金還付請求書」（様式第５）と引き換えに速やかに還付します。ただし、落札者の入札保証金は、契約保証金又は売買代金に充当します。
※　入札者が法人又は個人名で業を営んでいる方の場合、入札保証金を還付するとき入札保証金領収書に２００円の収入印紙が必要です（非課税法人又は個人で、営業に関しない方は必要ありません。）。
(4) 落札者が契約締結期限（令和９年１月４日（月））までに契約を締結しない場合、落札は無効となり、納付された入札保証金は鹿児島市に帰属することになります。

８　入札方法等

(1) 受付及び入札保証金の納付

入札の受付は、入札開始時間の３０分前から行います。その際、入札保証金を納付していただきます。

※　入札開始時間までに受付完了していない場合は入札に参加できませんので、入札開始時間の１５分前までには必ず受付にお越しください。

なお、代理人により入札する場合は、受付の際、委任状（様式第６）及び申込者本人の印鑑証明書（発行後３ヶ月以内のもの）を提出してください。

(2) 入札方法

① 入札書（様式第７）に物件番号、物件の所在地、入札金額、日付、入札者の住所・氏名を記入してください。法人の場合は担当者の氏名・連絡先を併せて記入してください。
② 入札金額の記入は、算用数字を使用し、最初の数字の前に「￥」又は「金」を記入してください。
③ 提出された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできませんのでご注意ください。
※　入札締切後、直ちに開札します。

(3) 落札者の決定方法

① 開札の結果、予定価格以上で最高の価格で入札した方を落札者とします。
② 落札者となる同価格の入札者が２者以上あったときは、くじによって落札者を決定します。
なお、くじは辞退することができません。

(4) 入札結果の公表

入札の結果については、その内容（物件番号、所在地、登記地目、面積、入札金額及び落札者の個人法人の区分）を公表します。

９　入札の際の持参品

(1) 入札参加資格確認通知書（様式第２）
(2) 物件確認書（様式第３）
(3) 委任状（様式第６）
① 本人が入札に参加される場合は、委任状は不要です。
② 法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合は、本人

（委任者）の実印を押した委任状（印鑑証明書を添付）を提出してください。

(4) 印鑑

本人の印鑑を持参してください。

ただし、代理人が入札する場合は、本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、委任状に押印した代理人の印鑑を持参してください。

(5) 入札保証金及び入札保証金納付書（様式第４）

入札当日の入札開始前までに、入札金額の５％以上（１円未満切上）の入札保証金を納付していただきます（入札保証金納付書も提出してください。）。

(6) 入札保証金還付請求書（様式第５）及び収入印紙（２００円分）

入札保証金還付請求書は、落札されなかった方が入札保証金の還付を受ける際必要となります。なお、入札者が法人又は個人名で業を営んでいる方の場合は、入札保証金を還付するとき、領収書に２００円の収入印紙が必要ですのでご用意ください（非課税法人又は個人で営業に関しない方は必要ありません。）。

(7) 入札書（様式第７）

(8) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

１０　入札の無効

次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札金額が予定価格に満たない入札

(3) 同一物件に対し２以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む）による入札

(4) 入札者が同一物件について他の入札参加者の代理人として入札したとき

(5) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(6) 入札者の記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

(7) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(8) 民法第９５条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(9) 入札保証金の納付がない場合又は納付金額が過少の場合の入札

(10)　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

１１　契約の締結

(1) 落札者は、令和９年１月４日（月）までに契約書（記名押印したもの）及び契約に必要な書類（印鑑証明書及び収入印紙）を提出してください。

※　収入印紙の額は７頁に記載してあります。

※　期限までに契約書等を提出しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は鹿児島市に帰属することになりますのでご注意ください。

(2) 契約の際に契約保証金（契約金額の５％以上）の納付が必要となりますが、契約時に売買代金全額を納付する場合は、契約保証金は不要です。なお、入札保証金は全額契約保証金に充当します。

(3) その他

「売買契約書（案）」は、１６頁から３２頁に記載しています。

１２　売買代金の支払方法

売買契約締結時にお渡しする納入通知書にてお支払いいただきます。

(1) 売買契約の締結と同時に売買代金全額を納付する場合

入札保証金を売買代金に充当します。入札保証金額を除いた残金を契約締結日当日に納付していただきます。

(2) 売買契約の締結と同時に契約保証金を納付し、鹿児島市が指定する期日（契約の翌日から６０日以内）までに残金を納付する場合

契約保証金額を除いた残金を指定の期日までに納付していただきます。

※　売買代金を鹿児島市が指定する期日までに支払わなかった場合には、契約は解除となり、契約保証金は鹿児島市に帰属することになりますのでご注意ください。

※　売買代金の分割納付はできません。

１３　所有権の移転等

(1) 売買代金が完納されたときに所有権移転があったものとし、物件を引き渡すこととします。

(2) 所有権の移転登記は、売買代金完納後に鹿児島市が直接行いますので、売買代金を納付されたら、速やかに下記の書類等をご提出ください。

・　納入通知書の領収書の写し

・　登録免許税額に相当する収入印紙（登録免許税額は別途お知らせします。計算方法は７頁を参照。）

※　所有権移転登記に必要な登録免許税、その他本契約の締結及び履行に必要な一切の費用は落札者の負担となります。

１４　用途の制限

落札者と売買契約を締結する場合、次の条件が付されます。

(1) 用途の制限

・　契約締結の日から５年間は、風俗営業法第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する業の用途に使用してはならない。

・　暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

(2) 違約金の徴収

上記に違反又は契約を解除された場合は、売買代金の１０％に相当する金額を市に支払わなければならない。

１５　入札者又は落札者のなかった物件について

本件の一般競争入札において、入札参加申込みのなかった物件については令和８年１２月２２日（火）から、入札者又は落札者のなかった物件については令和９年１月５日（火）から先着順で売却します。

１６　その他

(1) 地盤、土壌汚染、埋設物状況等に関する調査は行っておりません。住宅等を建築する際に行う地質調査等において、基礎補強をされる場合でも当該費用は購入者の負担となります。

(2) 本実施要領に定めのない事項は、鹿児島市会計規則その他関係法令等の定めるところによって処理します。

１７　お問合せ先

(1) 物件番号８２、１４１及び１５７
　鹿児島市山下町１１番１号
　鹿児島市企画財政局財政部管財課（本館３階）
　電話　０９９－２１６－１１５８

(2) 物件番号１５８
　鹿児島市山下町１１番１号
　鹿児島市建設局道路部道路建設課（東別館５階）
　電話　０９９－２１６－１４０８

（参　考）

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

印紙税額表

契約金額	印紙税額
１０万１円　～　　５０万円まで	２００円
５０万１円　～　　１００万円まで	５００円
１００万１円　～　　５００万円まで	１，０００円
５００万１円　～１，０００万円まで	５，０００円
１，０００万１円　～５，０００万円まで	１０，０００円
５，０００万１円　～　　１億円まで	３０，０００円
１億１円　～　　５億円まで	６０，０００円

※　上記の印紙税額は、令和９年３月３１日までの間に作成されるものについて定められたものです。

登録免許税額

土地の場合

課税標準額　×　１．５％

※　課税標準額は、通常市町村の固定資産税課税台帳に登録された価格（評価額）が使われます。上記の税率は、令和１１年３月３１日までの軽減税率となります。

（様式第１）

入　札　参　加　申　込　書

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込人　住　所

氏　名

電　話

令和８年１２月２２日に実施される下記の鹿児島市有地売却一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

また、入札参加にあたり、一般競争入札実施要領（入札説明書）に記載されている、入札に参加する者に必要な資格を有する者であることをここに誓約します。

記

物件番号	所　　在　　地

（添付書類）

１　法人の場合は法人登記簿謄本又は登記事項証明書、個人の場合は住民票の写し

２　本市発行の鹿児島市税（鹿児島市税が課されていない者で市外に主たる事業所等を有するものにあっては、主たる事業所等の所在地の市区町村税）に滞納がないことの証明書

（注意事項）

共有名義で申込む場合は、申込人欄に各名義人を連記してください。

（様式第２）

見　本

入札参加資格確認通知書

第　　号
令和　　年　　月　　日

様

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

先に申込みのあった鹿児島市有地の売買契約に係る入札参加資格について確認しましたところ、当該一般競争入札の参加者と決定いたしましたので通知します。

記

１　申込物件
物件番号＿＿＿＿　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　入札日時　令和８年１２月２２日（火）〇〇時から
（入札開始時間の３０分前から受付を行います。入札保証金納付手続等がありますので、お早めにご来場ください。）

３　入札場所　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市役所〇〇館〇階〇〇室（物件番号〇〇）

４　受付場所　鹿児島市役所〇〇館〇階〇〇課

※　入札にあたっては、入札説明書を十分お読みのうえ持参品等に漏れのないようにしてください。
※　入札の際は、本状をご持参ください。

（問い合わせ先）
鹿児島市役所 〇〇課 〇〇係
ＴＥＬ　０９９－２１６－〇〇〇〇
ＦＡＸ　０９９－２１６－〇〇〇〇

（様式第３）

物 件 確 認 書

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

（申込者）　住　所
氏　名

令和８年１２月２２日執行の市有地売買契約に係る一般競争入札において、私が入札に参加する下記物件の法令に基づく規制、現状及びその他諸条件について十分確認いたしました。

よって、後日これらの事項について鹿児島市に対し、一切異議、苦情等の申立ては行いません。

記

物件番号	所　　在　　地

（注意事項）

共有名義で申し込む場合は、申込人欄に各名義人を連記してください。

（様式第４）

入　札　保　証　金　納　付　書

第　　号

一金　　円

物件番号	所　　在　　地

の売却に係る入札保証金
現　金

上記のとおり納付します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

納入者　住所
　　氏名

鹿児島市　　局　　部　　課 収納出納員　課長	収納取扱員印		照査印	

（切取線）

入　札　保　証　金　領　収　書

第　　号

一金　　円

物件番号	所　　在　　地

の売却に係る入札保証金
現　金

上記のとおり領収しました。

令和　　年　　月　　日

殿

鹿児島市　　局　　部　　課
収納出納員　課長　　印

（様式第５）

入　札　保　証　金　還　付　請　求　書

第　　号

一金　　円

物件番号	所　　在　　地

の売却に係る入札保証金
現　金

上記の入札保証金の還付を請求します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

住所
氏名

上記のとおり領収しました。

200円
収 入
印 紙

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

住所
氏名　　印

（様式第６）

委　任　状

代理人（受任者）　住　所

氏　名　　印

私は、上記の者を代理人と定め、下記物件の一般競争入札及び見積りに関する一切の権限を委任します。

物件番号	所　在　地

令和　　年　　月　　日

申込者（委任者）住　所

氏　名　　実印

＊　申込者（委任者）の印鑑は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

（様式第７）

入　　札　　書

物 件 番 号 ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

物件の所在地：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札金額										

鹿児島市契約規則を遵守し、上記のとおり入札します。

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込人　　住　所

氏　名

電　話

（法人の場合）
担当者氏名
電　話

代理人　　住　所

氏　名

電　話

※ 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。

（様式第８）

入　札　辞　退　届

令和　　年　　月　　日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央　殿

申込者　住　所
氏　名
電　話

令和８年１２月２２日に実施の下記鹿児島市有地売却一般競争入札に参加申込をしましたが、下記理由により入札参加を辞退いたします。

記

１．入札物件

物件番号	所　在　地

２．辞退理由

物件番号82用　契約保証金なし

土地売買契約書（案）

売払人　鹿児島市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売買）

第１条　甲は、その所有する第３条に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第３条　売買物件は、次のとおりとする。

土地の所在	地　番	地　目	地積（㎡）	仮換地		
				ブロック番号	ロット番号	地積（㎡）
鹿児島市郡山町	４１番２	宅地	１５４．３６	７４	３	１１８．１０

２　売買物件の仮換地先は別図位置のとおりとする。

３　売買物件の面積は仮換地指定通知の面積によるものとし、第９条、第１２条及び第１５条の規定に関わらず、仮換地指定通知の面積と実測による面積に相違があっても、甲及び乙は、当該相違による売買代金の増減額の請求、不足分の引渡請求、契約の解除及び損害賠償請求は行わないものとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　　，　　円とする。ただし、売買代金のうち、金　　，　　円は入札保証金により充当するものとする。

２　乙は、前項の売買代金の額から入札保証金の額を除いた金額を、本契約の締結と同時に甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、乙が前条第１項の売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の登記）

第６条　売買物件の所有権移転登記は、第４条第１項の売買代金を乙が完納した後、甲が所轄法務局に対し登記の嘱託をするものとする。

２　乙は、第４条第１項の売買代金を完納したときは、遅滞なく所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し前項の手続に協力するものとする。

３　所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第７条　売買物件は、乙が第４条第１項の売買代金を完納したときに現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第８条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、売買物件が甲、乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、乙は、代金の支払いを拒むこと

ができる。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、本契約締結後、売買物件が契約内容に適合しない（権利の不適合を含む。）ものであることを発見しても、追完請求権の行使、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、引渡しの日から２年間は、この限りではない。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（用途制限）

第１０条　乙は、本契約締結の日から５年を経過する日までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に使用してはならない。

２　乙は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

（違約金）

第１１条　乙は、前条に定める義務に違反したとき又は次条の規定により契約を解除されたときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、既に乙が支払った売買代金をもって充当することができる。

３　第１項の違約金は、第１４条第２項及び第１５条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲又は乙は、相手方がその債務を履行しない場合において、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

２　次に掲げる場合には、甲又は乙は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 相手方の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、他方当事者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

３　一方の当事者の債務の不履行が相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は前２項の規定による契約の解除をすることができない。

４　乙が次のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が

暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

５　第９条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による解除権の行使を妨げない。

（返還金等）

第１３条　甲又は乙が、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を甲は返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

２　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を甲は返還しない。

３　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第１４条　乙は、甲が第１２条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

３　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲又は乙は、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲又は乙は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 相手方がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

３　第９条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による損害賠償請求の行使を妨げない。

（返還金の相殺）

第１６条　甲は、第１３条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１１条に定

める違約金又は第１４条第２項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第１７条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（債権譲渡の禁止）

第１８条　乙は、本契約により生じる甲に対する債権を第三者に譲渡してはならない。

（土地区画整理事業に係る特約）

第１９条　売買物件について、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）の規定により事業施行中の土地区画整理事業施行者その他の者から同法第１０２条第１項に規定する仮清算金、同法第１１０条第１項に規定する清算金、同法第１１０条第１項に規定する清算金の額と仮清算金との差額、その他土地区画整理事業に係る金員の請求又は交付を受けることとなった場合に、これらに係る一切の権利義務は、乙に帰属するものとする。

２　乙は、前項に係る金員の請求により生じた一切の損害について、甲に請求しないものとする。

３　売買契約締結後、仮換地数量に変動が生じても、甲及び乙は地積の変動に関し、売買代金の清算を行わないものとする。

４　乙は本売買物件を第三者に譲渡する場合に、本特約事項の内容を当該第三者に承継する義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第２０条　本契約の各条項又は本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、法令及び甲の条例、規則等の定めるところに従うほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第２１条　本契約に関する訴えは、鹿児島地方裁判所を専属的合意裁判管轄とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人（甲）　　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　　下　鶴　隆　央

買受人（乙）

物件番号82用　契約保証金あり

土地売買契約書（案）

売払人　鹿児島市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売　買）

第１条　甲は、その所有する第３条に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第３条　売買物件は、次のとおりとする。

土地の所在	地　番	地　目	地積（㎡）	仮換地		
				ブロック番号	ロット番号	地積（㎡）
鹿児島市郡山町	４１番２	宅地	１５４．３６	７４	３	１１８．１０

２　売買物件の仮換地先は別図位置のとおりとする。

３　売買物件の面積は仮換地指定通知の面積によるものとし、第１１条、第１４条及び第１８条の規定に関わらず、仮換地指定通知の面積と実測による面積に相違があっても、甲及び乙は、当該相違による売買代金の増減額の請求、不足分の引渡請求、契約の解除及び損害賠償請求は行わないものとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　　，　　円とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、本契約と同時に契約保証金として、金　　，　　円（売買代金の額の１００分の５以上）を甲に支払うものとする。ただし、契約保証金のうち、金　　，　　円は入札保証金により充当するものとする。

２　前項の契約保証金は、第１６条第２項及び第１８条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

３　第１項の契約保証金には利息を付さない。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項の契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払期限及び方法）

第６条　乙は、第４条の売買代金の額から前条第１項に規定する契約保証金の額を除いた金額を、令和　　年　　月　　日までに納入通知書により甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第７条　売買物件の所有権は、乙が第４条の売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の登記）

第８条　売買物件の所有権移転登記は、第４条の売買代金を乙が完納した後、甲が所轄法務局に対し登記の嘱託をするものとする。

２　乙は、第４条の売買代金を完納したときは、遅滞なく所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し前項の手続きに協力するものとする。

３　所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第９条　売買物件は、乙が第４条の売買代金を完納したときに現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第１０条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、売買物件が甲、乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、乙は、代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第１１条　乙は、本契約締結後、売買物件が契約内容に適合しない（権利の不適合を含む。）ものであることを発見しても、追完請求権の行使、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、引渡しの日から２年間は、この限りではない。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（用途制限）

第１２条　乙は、本契約締結の日から５年を経過する日までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に使用してはならない。

２　乙は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

（違約金）

第１３条　乙は、前条に定める義務に違反したとき又は次条の規定により契約を解除されたときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、既に乙が支払った売買代金をもって充当することができる。

３　第１項の違約金は、第１６条第２項及び第１８条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲又は乙は、相手方がその債務を履行しない場合において、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

２　次に掲げる場合には、甲又は乙は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 相手方の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶

する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、他方当事者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3　一方の当事者の債務の不履行が相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は前２項の規定による契約の解除をすることができない。

4　乙が次のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1)役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2)暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5)役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5　第１１条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による解除権の行使を妨げない。

（返還金等）

第１５条　甲又は乙が、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を甲は返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を甲は返還しない。

3　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第１６条　乙は、甲が第１４条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（融資利用の特約）

第１７条　乙が、第４条の売買代金支払の一部につき、融資を利用する場合において、当該金融機関による融資決定が第６条に規定する支払期限の１０日前までに承認されないときは、甲又は乙は、本契約を解除することができる。

２　乙は、前項の規定により契約解除を行うときは、詳細な事由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

３　第１項の規定により契約を解除したときは、甲は受領した契約保証金を返還するものとする。ただし、乙が本契約に支出したその他の必要費用は、返還しないものとする。

（損害賠償）

第１８条　甲又は乙は、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲又は乙は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 相手方がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

３　第１１条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による損害賠償請求の行使を妨げない。

（返還金の相殺）

第１９条　甲は、第１５条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１３条に定める違約金又は第１６条第２項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第２０条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（債権譲渡の禁止）

第２１条　乙は、本契約により生じる甲に対する債権を第三者に譲渡してはならない。

（土地区画整理事業に係る特約）

第２２条　売買物件について、土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）の規定により事業施行中の土地区画整理事業施行者その他の者から同法第１０２条第１項に規定する仮清算金、同法第１１０条第１項に規定する清算金、同法第１１０条第１項に規定する清算金の額と仮清算金との差額、その他土地区画整理事業に係る金員の請求又は交付を受けることとなった場合に、これらに係る一切の権利義務は、乙に帰属するものとする。

２　乙は、前項に係る金員の請求により生じた一切の損害について、甲に請求しないものとする。

３　売買契約締結後、仮換地数量に変動が生じても、甲及び乙は地積の変動に関し、売買代金の清算を行わないものとする。

４　乙は本売買物件を第三者に譲渡する場合に、本特約事項の内容を当該第三者に承継する義務を負うものとする。

（疑義の決定）

第２３条　本契約の各条項又は本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、法令及び甲の条例、規則等の定めるところに従うほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第２４条　本契約に関する訴えは、鹿児島地方裁判所を専属的合意裁判管轄とする。

物件番号82用　契約保証金あり

上記の契約締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人（甲）　　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　　下　鶴　隆　央

買受人（乙）

契約保証金なし

土地売買契約書（案）

売払人　鹿児島市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売買）

第１条　甲は、その所有する第３条に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第３条　売買物件は、次のとおりとする。

土地の所在	地　番	地　目	地　積（㎡）

２　売買物件の面積は登記簿上の面積によるものとし、第９条、第１２条及び第１５条の規定に関わらず、登記簿上の面積と実測による面積に相違があっても、甲及び乙は、当該相違による売買代金の増減額の請求、不足分の引渡請求、契約の解除及び損害賠償請求は行わないものとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　　，　　，　　円とする。ただし、売買代金のうち、金　　，　　円は入札保証金により充当するものとする。

２　乙は、前項の売買代金の額から入札保証金の額を除いた金額を、本契約の締結と同時に甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、乙が前条第１項の売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の登記）

第６条　売買物件の所有権移転登記は、第４条第１項の売買代金を乙が完納した後、甲が所轄法務局に対し登記の嘱託をするものとする。

２　乙は、第４条第１項の売買代金を完納したときは、遅滞なく所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し前項の手続に協力するものとする。

３　所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第７条　売買物件は、乙が第４条第１項の売買代金を完納したときに現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第８条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、売買物件が甲、乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、乙は、代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第９条　乙は、本契約締結後、売買物件が契約内容に適合しない（権利の不適合を含む。）ものであることを発見しても、追完請求権の行使、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法

律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、引渡しの日から２年間は、この限りではない。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（用途制限）

第１０条　乙は、本契約締結の日から５年を経過する日までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に使用してはならない。

２　乙は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

（違約金）

第１１条　乙は、前条に定める義務に違反したとき又は次条の規定により契約を解除されたときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、既に乙が支払った売買代金をもって充当することができる。

３　第１項の違約金は、第１４条第２項及び第１５条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１２条　甲又は乙は、相手方がその債務を履行しない場合において、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

２　次に掲げる場合には、甲又は乙は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 相手方の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、他方当事者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

３　一方の当事者の債務の不履行が相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は前２項の規定による契約の解除をすることができない。

４　乙が次のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5　第９条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による解除権の行使を妨げない。

（返還金等）

第１３条　甲又は乙が、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を甲は返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を甲は返還しない。

3　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第１４条　乙は、甲が第１２条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（損害賠償）

第１５条　甲又は乙は、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲又は乙は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 相手方がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

3　第９条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による損害賠償請求の行使を妨げない。

（返還金の相殺）

第１６条　甲は、第１３条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１１条に定める違約金又は第１４条第２項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第１７条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（債権譲渡の禁止）

契約保証金なし

第１８条　乙は、本契約により生じる甲に対する債権を第三者に譲渡してはならない。

（疑義の決定）

第１９条　本契約の各条項又は本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、法令及び甲の条例、規則等の定めるところに従うほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第２０条　本契約に関する訴えは、鹿児島地方裁判所を専属的合意裁判管轄とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人（甲）　　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　下　鶴　隆　央

買受人（乙）

契約保証金あり

土地売買契約書（案）

売払人　鹿児島市（以下「甲」という。）と買受人　　（以下「乙」という。）とは、次のとおり土地売買契約を締結する。

（売買）

第１条　甲は、その所有する第３条に掲げる土地（以下「売買物件」という。）を次条以下の約定で乙に売り渡し、乙はこれを買い受けるものとする。

（信義誠実の義務）

第２条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第３条　売買物件は、次のとおりとする。

土地の所在	地　番	地　目	地　積（㎡）

２　売買物件の面積は登記簿上の面積によるものとし、第１１条、第１４条及び第１８条の規定に関わらず、登記簿上の面積と実測による面積に相違があっても、甲及び乙は、当該相違による売買代金の増減額の請求、不足分の引渡請求、契約の解除及び損害賠償請求は行わないものとする。

（売買代金）

第４条　売買代金は、金　　，　　，　　円とする。

（契約保証金）

第５条　乙は、本契約と同時に契約保証金として、金　　，　　円（売買代金の額の１００分の５以上）を甲に支払うものとする。ただし、契約保証金のうち、金　　，　　円は入札保証金により充当するものとする。

２　前項の契約保証金は、第１６条第２項及び第１８条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

３　第１項の契約保証金には利息を付さない。

４　甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第１項の契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

５　甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（売買代金の支払期限及び方法）

第６条　乙は、第４条に規定する売買代金の額から前条第１項に規定する契約保証金の額を除いた金額を、令和〇年〇月〇日までに納入通知書により甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第７条　売買物件の所有権は、乙が第４条の売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

（所有権移転の登記）

第８条　売買物件の所有権移転登記は、第４条の売買代金を乙が完納した後、甲が所轄法務局に対し登記の嘱託をするものとする。

２　乙は、第４条の売買代金を完納したときは、遅滞なく所有権移転登記に必要な書類を甲に提出し前項の手続に協力するものとする。

３　所有権移転登記に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第９条　売買物件は、乙が第４条の売買代金を完納したときに現状有姿のまま引渡しがあったものとする。

（危険負担）

第１０条　本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までに、売買物件が甲、乙双方の責めに帰することができない事由により滅失又はき損した場合には、乙は、代金の支払いを拒むことができる。

（契約不適合責任）

第１１条　乙は、本契約締結後、売買物件が契約内容に適合しない（権利の不適合を含む。）ものであることを発見しても、追完請求権の行使、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成１２年法律第６１号）第２条第１項に規定する消費者である場合にあっては、引渡しの日から２年間は、この限りではない。なお、甲の責任の範囲は、売買代金の額を限度とする。

（用途制限）

第１２条 乙は、本契約締結の日から５年を経過する日までの間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に使用してはならない。

２　乙は、売買物件について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に供してはならない。

（違約金）

第１３条　乙は、前条に定める義務に違反したとき又は次条の規定により契約を解除されたときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

２　前項の違約金は、既に乙が支払った売買代金をもって充当することができる。

３　第１項の違約金は、第１６条第２項及び第１８条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１４条　甲又は乙は、相手方がその債務を履行しない場合において、相手方に対し相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

２　次に掲げる場合には、甲又は乙は、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 相手方の債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 相手方が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 相手方の債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、他方当事者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3　一方の当事者の債務の不履行が相手方の責めに帰すべき事由によるものであるときは、相手方は前２項の規定による契約の解除をすることができない。

4　乙が次のいずれかに該当する場合には、甲は乙に対し、第１項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

5　第１１条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による解除権の行使を妨げない。

（返還金等）

第１５条　甲又は乙が、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を甲は返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用を甲は返還しない。

3　甲又は乙が、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲は償還しない。

（乙の原状回復義務）

第１６条　乙は、甲が第１４条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2　乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3　乙は、第１項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

（融資利用の特約）

第１７条　乙が、第４条の売買代金支払の一部につき、融資を利用する場合において、当該金融機関による融資決定が第６条に規定する支払期限の１０日前までに承認されないときは、甲又は乙は、本契約を解除することができる。

2　乙は、前項の規定により契約解除を行うときは、詳細な事由を記載した書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3　第１項の規定により契約を解除したときは、甲は受領した契約保証金を返還するものとする。ただし、乙が本契約に支出したその他の必要費用は、返還しないものとする。

（損害賠償）

第１８条　甲又は乙は、相手方がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして相手方の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

２　前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、甲又は乙は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 相手方がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 債務が契約によって生じたものである場合において、本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

３　第１１条による追完請求及び代金減額請求は、債務不履行による損害賠償請求の行使を妨げない。

（返還金の相殺）

第１９条　甲は、第１５条の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第１３条に定める違約金又は第１６条第２項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

（契約の費用）

第２０条　本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（債権譲渡の禁止）

第２１条　乙は、本契約により生じる甲に対する債権を第三者に譲渡してはならない。

（疑義の決定）

第２２条　本契約の各条項又は本契約に定めのない事項について疑義を生じたときは、法令及び甲の条例、規則等の定めるところに従うほか、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（裁判管轄）

第２３条　本契約に関する訴えは、鹿児島地方裁判所を専属的合意裁判管轄とする。

上記の契約締結を証するため、本契約書２通を作成し、両者記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

売払人（甲）　　鹿児島市山下町１１番１号
鹿児島市
代表者　鹿児島市長　下　鶴　隆　央

買受人（乙）

物　件　調　書

物　件　調　書

物件番号	８２

所在地		郡山町４１番２				
住居表示		―				
面積等		公簿　１５４．３６㎡	実測　１１８．１０㎡		地目	宅地
接面道路の幅員及び構造		西側約１４ｍの国道に接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画法または建築基準法	準住居地域				
		建ぺい率	６０％	制限等の詳細については、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会のこと		
		容積率	２００％			
	その他の法律					
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容		

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電気	可	九州電力㈱鹿児島営業所	0120-879-565
	上水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111
	下水道	無	合併処理浄化槽	―
	ガス	―	プロパンガス	―

交通機関	バス	ＪＲ九州バス　郡山支所前バス停まで約７０ｍ	
公共施設等までの直線距離	小学校	郡山小学校	物件の西方　約８００ｍ
	中学校	郡山中学校	物件の西方　約７００ｍ
		郡山支所	物件の東方　約２５０ｍ

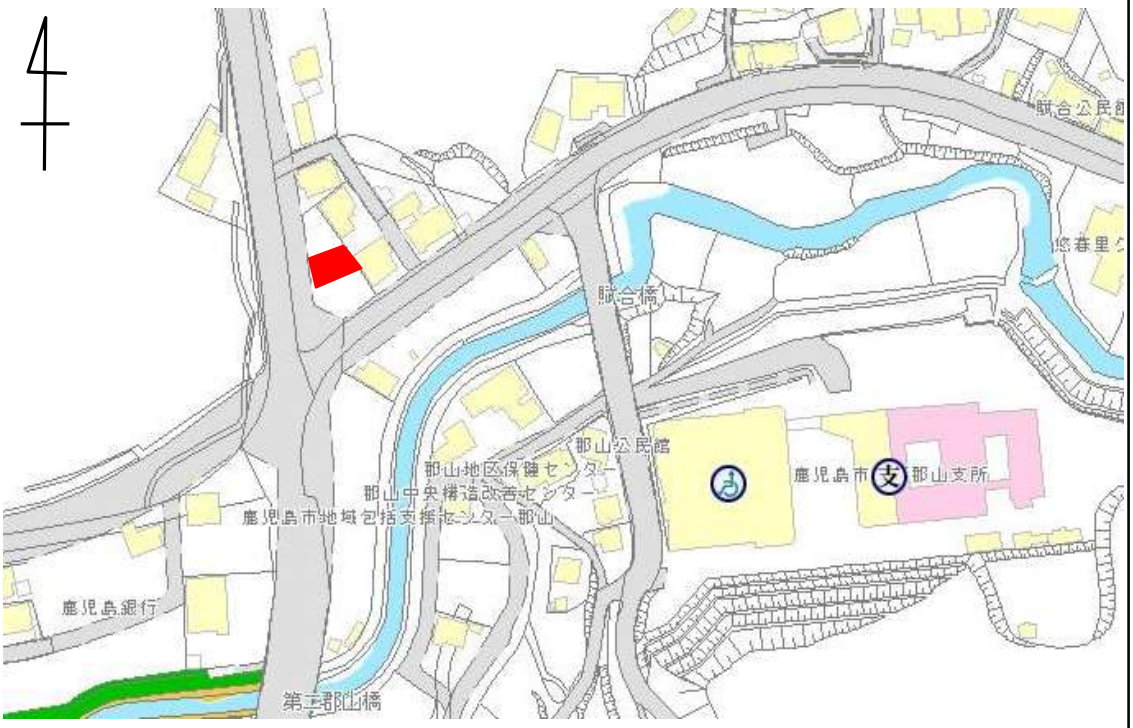
参考事項

・当該地は現在施行中の郡山中央土地区画整理事業内に所在する仮換地であり、既に使用収益可能な状態となっています。
・仮換地であるため、現在の登記簿上の面積と現地の実測面積は一致しません。なお、公募面積には登記簿上の面積を、実測面積には減歩後の仮換地面積を記載してあります。
・本換地の際は、若干面積の増減が生じることがありますが、これを市に対し求償することはできません。また、土地区画整理事業施行者から土地区画整理法に基づく清算金等の請求又は交付や賦課金の請求を受けることがありますが、買主がこれを清算する必要があります。これら清算に関する一切の権利義務は買主に帰属します。
・土地区画整理事業についての詳細は郡山区画整理事務所（℡099-298-4863）にお問い合わせください。
・合併処理浄化槽の設置が必要です。設置費用はご購入者様のご負担になります。
・土砂災害警戒区域に指定されています。
・立地適正化計画区域（居住誘導区域内・都市機能誘導区域外）
・住宅等を建築する際に地盤補強等をされる場合の当該費用はご購入者様のご負担になります。
・本地は土壌調査、地番調査及び地下埋設物調査は行っておりません。

＊　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件は現状有姿でのお引渡しとなりますので、必ずご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

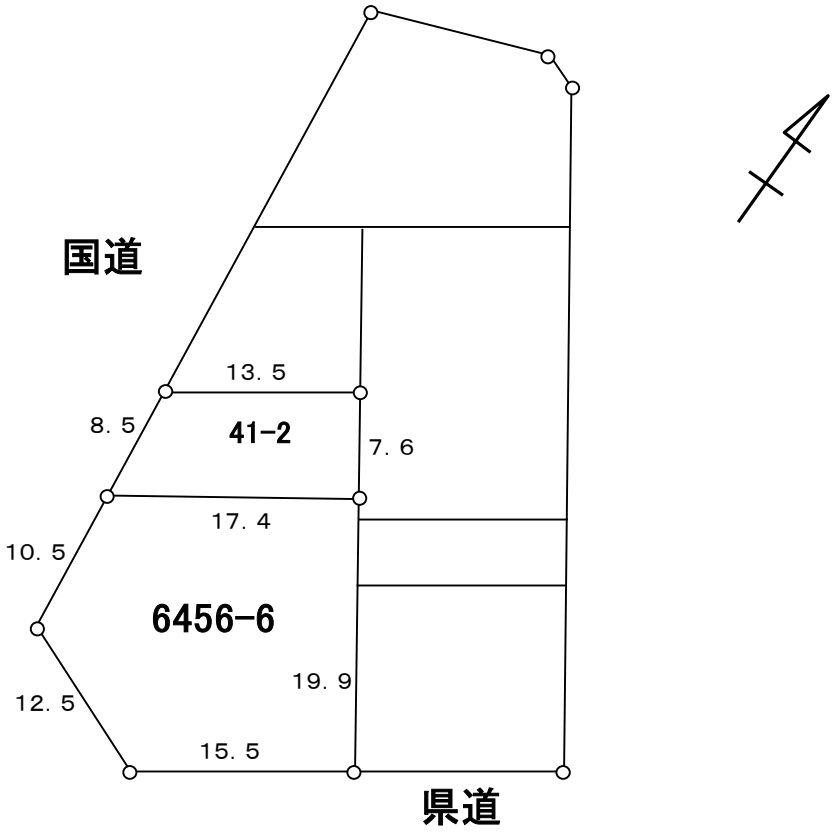
物件番号	82

位置図



パスコ及びGeo TechnologiesのCopyright

明細図



物　件　調　書

物件番号	１４１

所在地		玉里町３４５１番１１、３４５１番１２				
住居表示		玉里町２５番街区				
面積等		公簿　１３７㎡	実測　１３７.６５㎡		地目	原野
接面道路の幅員及び構造		西側約１２ｍの市道に接面している。				
法令等に基づく制限	都市計画法または建築基準法	第一種低層住居専用地域				
		建ぺい率	５０％	制限等の詳細については、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会のこと		
		容積率	８０％			
	その他の法律					
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容		

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電気	可	九州電力㈱鹿児島営業所	0120-879-565
	上水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111
	下水道	可	〃	099-257-7111
	ガス	可	日本ガス（株）	099-250-5112
交通機関	バス	市営バス　玉里公民館前目の前		
公共施設等までの直線距離	小学校	草牟田小学校	物件の南方　約１.２㎞	
	中学校	伊敷中学校	物件の西方　約６００ｍ	

参考事項

・東側崖地及び東側隣接地の雑石積擁壁のため、建築制限を受ける可能性があります。また、敷地には、建築確認を受けていない間知ブロックがあります。建物の建築にあたっては、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会を行ってください。
・現況において車両が出入り可能な出入り口は私有地（玉里町 3451 番 6）であり、本市では通行の許可を得ていません。
・敷地内南西側に設置されている階段は、階段中央を境に隣接地と共有しており、市道に接続しています。
・敷地内に支線（九州電力：１条、ＮＴＴ：１条）があります。これらについては、設置者にお問い合わせください。
・本地は、玉里坂元通線の事業用地の残地です。
・土砂災害警戒区域に指定されています。
・立地適性化計画区域（居住誘導区域外・都市機能誘導区域外）
・住宅等を建築する際に地盤補強等をされる場合の当該費用はご購入者様のご負担になります。
・本地は土壌調査、地番調査及び地下埋設物調査は行っておりません。

＊　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件は現状有姿でのお引渡しとなりますので、必ずご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

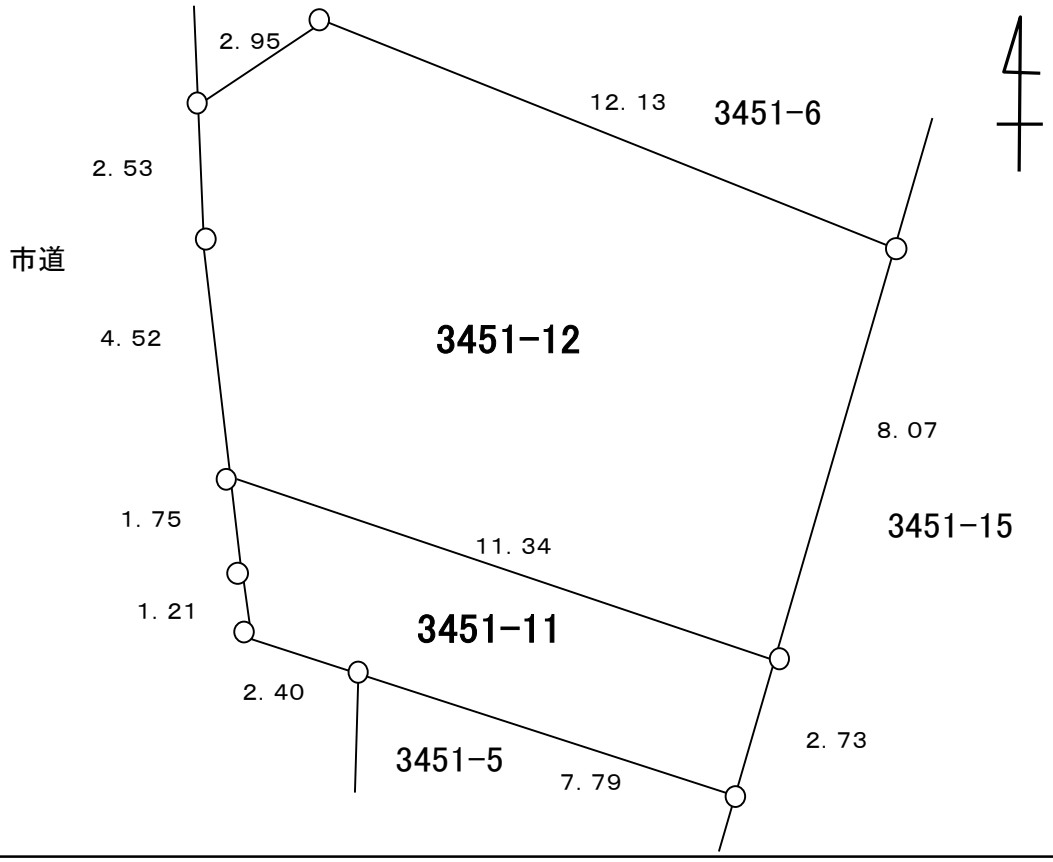
物件番号	141

位置図



パスコ及びGeo TechnologiesのCopyright

明細図



物　件　調　書

物件番号	１５７

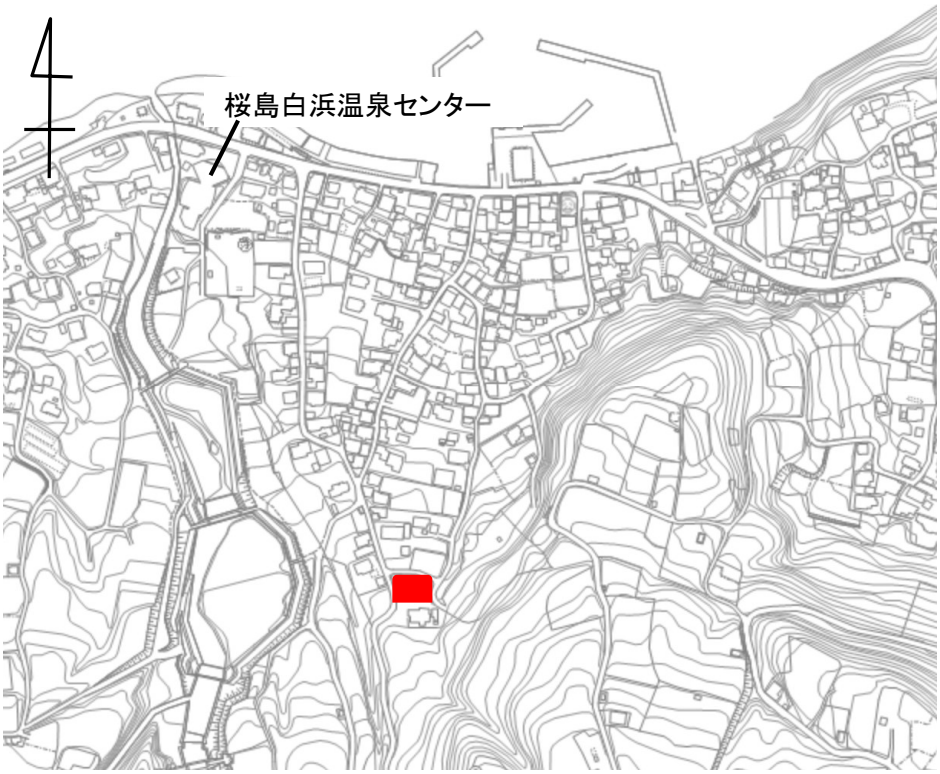
所在地		桜島白浜町１２３１番３					
住居表示		―					
面積等		公簿　７６７．６５㎡		実測　７６７．６５㎡		地目	宅地
接面道路の幅員及び構造		東側側約４ｍ、西側約４ｍ、北側約３ｍの市道に接面している。					
法令等に基づく制限	都市計画法または建築基準法	都市計画区域外					
		建ぺい率	― %	制限等の詳細については、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会のこと			
		容積率	― %				
	その他の法律	・土砂災害警戒区域 ・盛土規制法規制区域：宅地造成等工事規制区域 ・屋外広告物規制地域：第二種制限規制区域 ・文化財保護法					
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容			
供給処理施設の状況					事業所名		電話番号
		電気	可		九州電力(株)鹿屋配電事業所		0800-777-9451
		上水道	可		鹿児島市水道局		099-257-7111
		下水道	無 （浄化槽区域）		環境保全課		099-216-1291
		ガス	―		プロパンガス		―
交通機関		バス	西白浜バス停まで４１７ｍ				
公共施設等までの直線距離		義務教育学校	桜島学校（旧桜島中学校）		物件の西方　約３．５ｋｍ		

参考事項	・平成２３年まで教職員住宅として使用、建物は令和３年に解体。 ・北側及び東側の法面は、鹿児島市建設局道路部の所管です。 ・上水道の給水引込管が西側と北側から２本付設されています（給水負担金納入済）。上水道の給水引込管については、鹿児島市水道配管情報に基づき記載していますが、現況と相違する場合があります。現況によっては、配管撤去等に係る費用負担が生じる可能性があります。 ・浄化槽区域となります。設置費用はご購入者様のご負担になります。 ・本地は土壌調査、地番調査及び地下埋設物調査は行っておりません。教職員住宅として使用していた際の浄化槽は撤去済です。 ・敷地内のブロック塀や擁壁の経年劣化等の影響については確認していません。また、これらの補修、改修、撤去及びその費用等について、本市は負担しません。 ・敷地内に花壇跡のような工作物があります。 ・南側隣地（桜島白浜町１２２６番地）の樹木の一部が本地へ越境しています。 ・九州電力送配電株式会社に、本地の一部（本柱１本、支線柱１本、支線１条分）を貸付中です。購入後の取扱いについては、同社と協議が必要です。 【連絡先】九州電力送配電株式会社鹿屋配電事業所（℡：0800-777-9451） ・西日本電信電話株式会社の通信線２条が敷地内の九州電力柱に共架されており、その設置に伴い本地の一部を貸付中です。購入後の取扱いについては、同社と協議が必要です。 【連絡先】ＮＴＴフィールドテクノサービスエンジニアリング部フィールドオペレーション部門鹿児島設備賃借管理センター（℡：099-204-0379） ・住居等を建築する際に地盤補強等をされる場合の当該費用はご購入様のご負担になります。 ・建物の建築にあたっては、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会を行って下さい。

＊　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件は現状有姿でのお引渡しとなりますので、必ずご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

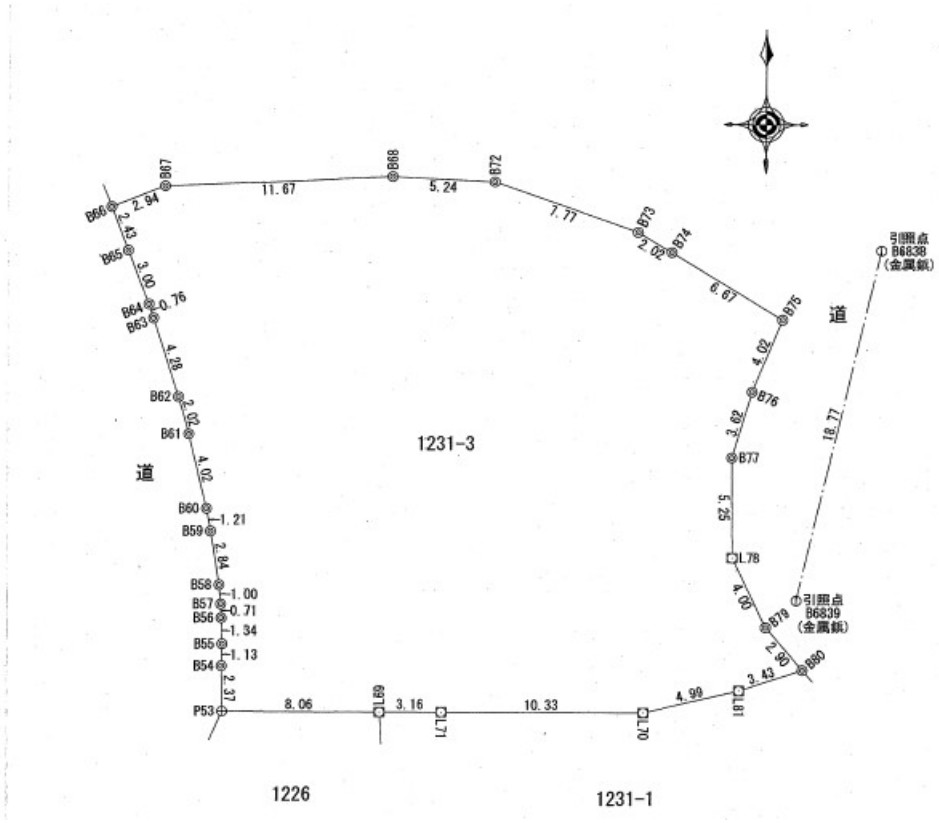
物件番号	157

位置図



パスコ及びGeo TechnologiesのCopyright

明細図



物　件　調　書

物件番号	１５８

所在地		田上一丁目２２番２				
住居表示		田上一丁目２２番街区				
面積等		公簿　３０９㎡	実測　３０９．２１㎡		地目	公衆用道路
接面道路の幅員及び構造		南西側が市道（幅員約１４ｍ）に接面している				
法令等に基づく制限	都市計画法または建築基準法	第一種住居地域（一部、第一種低層住居専用地域）				
		建ぺい率	60%（50%）	制限等の詳細については、事前に鹿児島市建築指導課等関係機関に照会のこと		
		容積率	200%（80%）			
	その他の法律					
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無	負担の内容		

供給処理施設の状況			事業所名	電話番号
	電気	可	九州電力㈱鹿児島営業所	0120-879-565
	上水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111
	下水道	可	鹿児島市水道局	099-257-7111
	都市ガス	可	日本ガス（株）	099-250-5113

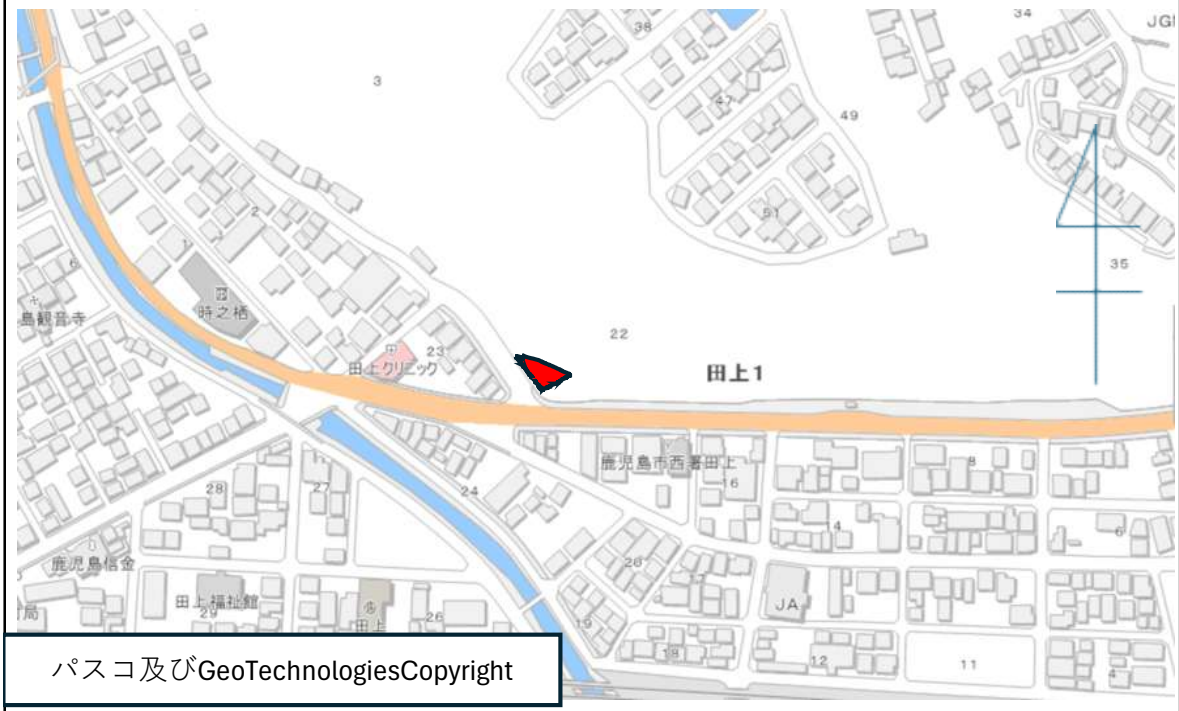
交通機関	バス	鹿児島交通・南国交通　田上バス停まで　約１７０ｍ	
公共施設等までの直線距離	小学校	田上小学校	物件の北西方　約３８０ｍ
	中学校	武中学校	物件の北東方　約４７０ｍ

工作物	【外周】 北　側　　法面コンクリート吹付 南東側　　間知ブロック積、フェンス 南西側　　間知ブロック積、フェンス、出入口 【現地盤面】 全面コンクリート舗装
参考事項	・本地は、市道中園線の事業用地の残地です。 ・土砂災害警戒区域に指定されており、一部は土砂災害特別警戒区域となっています。 ・住宅等を建築する際に地盤補強等をされる場合の当該費用はご購入者様のご負担になります。

＊　物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料です。物件は現状有姿でのお引渡しとなりますので、必ずご自身において現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。

物件番号	158

位　置　図



パスコ及びGeoTechnologiesCopyright

明　細　図

